

日本における「子ども虐待」の変遷（第4報）

岩下美代子, 岩本 愛子

Changing Views of Child Abuse and Neglect in Japan (Report4)

Miyoko Iwashita and Aiko Iwamoto*

筆者は、1980年（昭和55年）10月から1981年（昭和56年）3月まで、アメリカNorth Carolina州Charlotteの郊外にある“Thompson Children's Home”で虐待を受けた子どもたちと初めて出会った。わずか半年の研修であったが、強烈な体験であった。当時、アメリカの「子ども虐待」は日常茶飯事で社会問題の一つになっていた。その分、子どもの虐待に対する対応と防止への取り組みも進んでおり驚きの連続であった。帰国して以来、私の脳裏から「子ども虐待」は消えることはなかったが、他のことに忙殺されて、25年間「子ども虐待」について真剣に取り組めないでいた。

わが国でも平成に入って「子ども虐待」が深刻になり始め、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」が成立した。これに比べアメリカは実に早く、25年以上前の1974年（昭和49年）に「児童虐待防止対策法案」が制定されている。

「子ども虐待」は、家庭という密室で行われる場合が多い。これに取り組むことは昨今の個人情報問題もあり、難しい課題であることを重々承知している。その上虐待の原因も、一つの要因でなく複合的なものが考えられるので、一筋縄ではいかない。しかし、世代間連鎖や子育てのストレスなども見逃せないと思う。

これらを考える時、教育はとても大切だと思い、虐待とは何か・虐待の背景にあるもの（原因）・対応などの知識を得て、教育を受けていれば予防・減少できるという希望を持って、短期大学で女子教育に携わっている筆者らは、将来母親になっていく学生たちに、「子ども虐待」の現状理解と防止啓発を図ることを目的に、2007年（平成19年）から約5年間の予定で「子ども虐待」と真剣に取り組みたいと思った。今回は、4年目を迎え最終報告である。

Key Words: 「子ども虐待」「虐待者の内容」「鹿児島の実態」「文献による研究」

(Received September 24, 2012)

I. はじめに（研究目的）

思春期における青少年の臨床上的種々の問題は、この時期に発達上の問題がそこにあるからだが、それだけではなく、誕生から3歳近くまでの非言語的な発達期の重要さと親子関係の相互の響きあい背景にあることを誰もが認めている。子どもが誕生して初めて接するのが家庭であり、人間関係や教育の基盤を作る場所である。その家庭内で虐待を受けた子どもたちは、

*鹿児島純心女子短期大学生生活学科子ども学専攻（〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号）

心身の成長や発達に大きな影響を受ける。

また、家庭内において弱者である子どもに対して、強い立場にある親ないし保護者が虐待者になる行為は、どのような理由があるにしても許されることではない。

筆者は1981年(平成56年)、アメリカでの短期研修を終えて帰国して以来、アメリカの施設で出会った子どもたちのことを忘れたことはない。日本は良くも悪くもアメリカの社会現象が20年くらい遅れて発現するといわれている。当時、「子ども虐待」は民間レベルで憂慮していたが、政府はまだ深刻な社会問題として取り組んでこなかった。わが国の1980年(昭和55年)前後の時代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を揺るがしていた時代であった。

「子ども虐待」の問題は私の脳裏から離れることはなかった。しかし、当時の私は、自閉症児や不登校の家族との触れ合いが中心であった。この25年間「子どもの虐待」を気に留めながら真剣に取り組めないでいたが、平成に入ってわが国も「子ども虐待」が深刻になり始めた。

厚労省が調査を開始した1990年度(平成2年度)は虐待に関する相談件数が1,101件であったが、2004年度(平成16年度)から2006年度(平成18年度)の3年間は、3万件を超える件数にまで増加し、子どもたちの虐待死や殺害事件も増えつつある。アメリカでは1996年(平成8年)に虐待の通報件数が310万件と報告されている。これと比べて日本は少ないから大丈夫とみる人もいるかもしれないが、いずれアメリカ並みにならないとも限らない。

わが国の特異点は、短期間における急増ぶりである。統計データを公表し始めた1990年度からその後の10年間で発生件数は16倍に膨れ上がり、2006年度には約34倍に増えている。また、虐待が明るみになった時に加害者である親の多くが、開口一番「しつけのためにやった」と言うことである。しつけを口実とした子どもの殺害の多発もわが国特有の一つではないだろうか。

今年2012年7月26日、厚労省は全国206カ所の児童相談所が2011年度に対応した児童虐待の相談件数(速報値)が、前年度比3,478件増の59,862件であると報告し、1990年度の調査開始以来、21年連続で過去最多を更新したと発表した。厚労省は「虐待事件の報道を受けて住民の意識が高まった。また警察など関係機関の連携が進み、児童相談所への通告が増えたのではないか」とみている。

都道府県と政令指定都市・中核市別では、大阪府(大阪市・堺市除く)が5,711件で最多となり、ついで東京都が4,559件と続いている。前年度からの増加率が高かったのは新潟市(1.52倍, 563件)、相模原市(1.37倍, 778件)、名古屋市(1.36倍, 1,129件)である。東日本大震災と福島第一原発事故の影響で、前年度は集計から除かれた福島県は259件であった。理由はともあれ、残念ながら増加の一路をたどっていることは事実である。

筆者らはこれまで、

- ① 第1報で、主に、種々の文献研究を通して、1. 「子ども虐待」とは何か(定義と分類)、2. 「子ども虐待」に関する行政取り組みの変遷-日米の比較を通して-、3. アメリカの「子ども虐待」へのケア例として、筆者がかつて体験した“Thompson Children's Home”での取り組みの紹介を中心に報告した。第一報ではまた、「子ども虐待」の定義を明確にしていく中で、「児童虐待対応」に関するアメリカの歴史・日本の歴史も把握する結果となった。

- ② 第2報では、1. 「子ども虐待」の内容分析、2. 2008年1月から8月までに、わが国で実際に報道された「子ども虐待」の事件を収集し分析、3. 「子ども虐待」内容－日米および諸外国との比較－を中心に報告した。
- ③ 第3報では、1. 「子ども虐待」発生件数・内容の推移について－データにみる諸外国との比較－、2. 日本の児童養護施設（京都・鹿児島）と諸外国の施設（アメリカ・イギリス・フランス）との比較研究を中心にまとめた。

今回の第4報では、

I. わが国の「子ども虐待」の主たる虐待者についての分析

II. 地元、鹿児島県の「子ども虐待」の状況についての2点を中心に研究報告する。

また、今後の大きな課題であり、簡単に終結はなく継続していく課題は、虐待を受けた子どもたちに与える影響とその対応であるが、継続研究としては、今年度で一応終りにしたいと思っている。

これらのことを念頭において、筆者らは、今年度も種々の資料収集や文献購読、そして、「子ども虐待」関連の研修会などに積極的に参加した。前回は既述したが正直、知れば知るほど、「子ども虐待」の困難さと悲惨さに、解決と予防はあるのか、今後この現実はどう向き合って歩めばいいのか、これ以上直面したくないという悲愴感に駆られるのが本音であった。この状況の中で、筆者らは何ができるのだろうかと考え続けてきた。

虐待を受けている子どもたちに具体的な支援ができないにしても、野田正彰氏（京都女子大学・精神病理学）が「今後、子ども虐待は加速化するだろう。問題の根幹は教育にあり、豊かな人間関係を基本に据えるように教育の思想的なバックボーンを変える必要がある。」と指摘しているように、筆者らは微力ながら、初年度に掲げた目標である、「子ども虐待」の予防として教育の啓発をしていきたいと考え、この研究を始めたということは終始一貫している。

そして、ここ15年間、「子ども虐待」について講義する機会も増えてきた。将来母親になる可能性を持つ女子学生のために、「子ども虐待」についてともに学び考えていきたいと思っている。少子化の一途をたどる日本にとって、未来の担い手である子どもを、親だけでなく周囲の大人・地域社会が一丸となって子どもたちを守り育て、真の愛情を育む教育に力を入れていきたいという思いを抱いてこの研究を続けてきた。

注：本文中で下記の表現は、以下に統一した。

※法令などの名称の時は「児童虐待」に、それ以外は「子ども虐待」と区別して表記。

※文中の年号は西暦を優先するが、日米の比較などをわかりやすくするため、日本の元号も挿入した。

※かつての厚生省および文部省は、2001年（平成13年1月6日付）から現在の厚生労働省・文部科学省に呼称変更となったので、全て新呼称で表記を統一した。

II. データにみる「子ども虐待」の加害者の推移について

表1は、全国の児童相談所で対応した相談件数を虐待の内容別に示したものである。調査を開始した1990年度の1,101件から、毎年、増加しており、2011年度の対応件数は59,862件で、

60,000件に迫る数である。2011年1月～12月に全国の警察に児童虐待で検挙された件数も同じように過去最高となり384件が検挙されている。子どもの数は減少しているのに対して、「児童虐待」の数が増加していることは悲しい現実である。これらの数は児童虐待として対応した件数であり、実際は顕在していないものがあるだろうと予想される。

内容別にみても、2000年度は児童虐待のうち5割が身体的虐待を占めていたが、徐々に身体的虐待は減少し2010年度は4割に満たない。代りに心理的虐待の割合が大きくなっている。ネグレクトは、2006年度まで増加しているが、2007年度以降、減少傾向がみられる。西澤氏は「どこの国でも、子ども虐待が社会問題化してくると当初しばらくの間は身体的虐待への対応が中心となり、その後、ネグレクトに関心がもたれる経過をたどるようである。そして、その後に性的虐待、心理的虐待の順に進んでいくとされている。」と述べている。確かに、表1からは、日本が身体的虐待への対応からネグレクトへ移行していることがうかがえる。これはネグレクトというものが、どういふものなのか社会に周知された結果でもあると考えられる。

西澤氏は「米国社会は身体的虐待から20～30年かけて、性的虐待に直面するようになったといえる。」と述べている。また、「日本における性的虐待の社会問題化は、2010年～2020年頃になると推定される。」とも述べている。表1により性的虐待の相談件数は毎年5%に満たない数で、他の虐待件数よりも極端に少ないことが分かる。日本は、性的虐待件数が顕在しにくいのか、心理的虐待の方が増加しているが、あと10年もすれば、性的虐待が増加してくるのだろうか。その頃には、児童虐待相談対応件数そのものが減少していて欲しいと願わずにはいられない。

表1 日本の児童相談所における児童虐待の内容別相談件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | 身体的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 | 性的虐待 | 合 計 |
|--------------------|--------------------|------------------|------------------|----------------|--------|
| 2000年度 (平成12年度) | 8,877 (50.1%) | 6,318 (35.6%) | 1,776 (10.0%) | 754 (4.3%) | 17,725 |
| 2001 | 10,828 (46.5) | 8,804 (37.8) | 2,864 (12.3) | 778 (3.3) | 23,274 |
| 2002 | 10,932 (46.1) | 8,940 (37.7) | 3,046 (12.8) | 820 (3.5) | 23,738 |
| 2003 | 12,022 (45.2) | 10,140 (38.2) | 3,531 (13.3) | 876 (3.3) | 26,569 |
| 2004 | 14,881 (44.5) | 12,263 (36.7) | 5,216 (15.6) | 1,048 (3.1) | 33,408 |
| 2005 | 14,712 (42.7) | 12,911 (37.5) | 5,797 (16.8) | 1,052 (3.1) | 34,472 |
| 2006 | 15,364 (41.2) | 14,365 (38.5) | 6,414 (17.2) | 1,180 (3.2) | 37,323 |
| 2007 | 16,296 (40.1) | 15,429 (38.0) | 7,621 (18.8) | 1,293 (3.2) | 40,639 |
| 2008 | 16,343 (38.3) | 15,905 (37.3) | 9,092 (21.3) | 1,324 (3.1) | 42,664 |
| 2009 | 17,371 (39.3) | 15,185 (34.3) | 10,305 (23.3) | 1,350 (3.1) | 44,211 |
| 2010 | 21,559 (38.2) | 18,352 (32.5) | 15,068 (26.7) | 1,405 (2.5) | 56,384 |
| 2011年度 (平成23年度) | 2012年7月26日厚生労働省の速報 | | | | 59,862 |

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

次に「主たる虐待者」の内容について考察したい。児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数のうち、主な虐待者の推移を示したものが表2である。表でも明らかなように2009年を除いて、主な虐待者の6割以上が実母である。次に多いのがもちろん実父で2割超である。実の親以外では、実父以外の父親が多いが、これに該当するのは、養父・継父・母親の内縁の夫が上げられる。最も少ないのが実母以外の母親となっている。実父母および実父母以外の父母を除く祖父母・叔父叔母などのその他は、7～8%前後で推移しているが決して少ない数ではないのも気がかりである。

ここ数年の「子ども虐待」による死亡事件のニュースをみていると、父親の虐待が増えているように感じているが、統計からして主たる虐待者は実母が突出している。なぜ、自らが産んだ子どもに手をあげてしまうのか。もちろん複数の要因が絡んでいるだろうが、その一つに日本の場合、欧米諸国と比べて、もともと父親が子育てにあまり関わっていない。わが国は短期間において核家族化・女性の高学歴・社会進出など社会が急激に変化してきたが、「子育ては母親の責任」という社会的な認知や母親は本能的にわが子を愛するものであるという「家族神話」・「母性神話」、特に日本男性の意識はほとんど変わっていない。

母親の育児の負担が不安やストレスになり、虐待へとつながっていると考えると、虐待者に母親が多いのは、多くの家庭で子育ては、母親が担っているから当然のことだといえる。では、母親の子育ての負担が、不安やストレスをきたしている背景を考えることが大切であるが、これについては、Ⅲ．地元、鹿児島県「子ども虐待」の状況についての項で考察するので、ここでは簡単に述べるにとどめる。

表2 日本の児童相談所虐待相談における主な虐待者の推移

(単位：件)

| 年 度 | 実母 | 実父 | 実父以外の父親 | 実母以外の母親 | その他 |
|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|----------------|------------------|
| 2000年度 (平成12年度) | 10,833 (61.10%) | 4,205 (23.70%) | 1,194 (6.70%) | 311 (1.80%) | 1,182 (6.70%) |
| 2001 | 14,692 (63.1) | 5,260 (22.6) | 1,491 (6.4) | 336 (1.4) | 1,495 (6.4) |
| 2002 | 15,014 (63.2) | 5,329 (22.4) | 1,597 (6.7) | 369 (1.6) | 1,429 (6.0) |
| 2003 | 16,702 (62.9) | 5,527 (20.8) | 1,645 (6.2) | 471 (1.8) | 2,224 (8.4) |
| 2004 | 20,864 (62.5) | 6,969 (20.9) | 2,130 (6.4) | 499 (1.5) | 2,946 (8.8) |
| 2005 | 21,074 (61.1) | 7,976 (23.1) | 2,093 (6.1) | 591 (1.7) | 2,738 (7.9) |
| 2006 | 23,442 (62.8) | 8,220 (22.0) | 2,414 (6.5) | 655 (1.8) | 2,592 (6.9) |
| 2007 | 25,359 (62.4) | 9,203 (22.6) | 2,569 (6.3) | 583 (1.4) | 2,925 (7.2) |
| 2008 | 25,807 (60.5) | 10,632 (24.9) | 2,823 (6.6) | 539 (1.3) | 2,863 (6.7) |
| 2009 | 25,857 (58.5) | 11,427 (25.9) | 3,108 (7.0) | 576 (1.3) | 3,243 (7.3) |
| 2010年度 (平成22年度) | 34,060 (60.4) | 14,140 (25.1) | 3,627 (6.4) | 616 (1.1) | 3,941 (7.0) |

※その他には、祖父母、叔父叔母などが含まれる。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

Ⅲ. 地元、鹿児島の「子ども虐待」の状況について

次に、今回の研究報告の中心である、地元・鹿児島県の「子ども虐待」の実態はどうなっているかを考察したい。そのために統計参考資料を、図1および表3から表7にまとめた。児童相談所に対応した鹿児島県の児童虐待の件数は、他の都道府県と比べると、毎年件数が少ない。

図1は、鹿児島県の児童相談所に対応した虐待件数と、全国に対応した件数に対する鹿児島の割合を示したものである。1996年度（平成8年度）以降、本県は全国の1%にも満たない数であり、2011年度（平成23年度）は、2010年度に引き続き、鳥取県に次いで、全国で2番目に少ない件数であることは喜ばしいことである。

人口の差を考慮する必要があるので、国勢調査などによる人口で比較してみると、2010年度の全国の児童相談所に対応した児童虐待件数は56,384件であるが、これを0～18歳人口1万人あたりで計算してみると、26件となり、2009年度は20.2件である。2010年度の鹿児島県の児童相談所に対応した122件を、鹿児島県の0～18歳人口1万人あたりで計算すると4件であり、2009年度は3.6件である。これは人口差があるために、鹿児島県では件数が少ないということにはならない。人口差にかかわらず、鹿児島県では全国的にみても件数が少ないといえるのではないだろうか。

ここで一つ問題なのは、上記については児童相談所に対応した件数であるということである。平成17年の児童福祉法改正法により平成17年4月から、これまで児童家庭相談を行ってきた児童相談所に代わり、市町村が児童家庭相談に応じる窓口となることが明確化された。つまり、児童虐待相談が、児童相談所だけでなく、市町村でも行われるようになったということである。

では、市町村に対応した児童虐待相談対応件数はどうなっているのだろうか。表3は、厚労省や総務省・ニュースなどから把握したものを、鹿児島県における児童虐待認定件数などの推移として表に示したものである。児童虐待相談窓口として市町村が加わった2005年度は、それまでの窓口になっていた児童相談所への対応件数が減少しているのがわかる。代わりに市町村での相談対応件数が追加され、児童相談所と市町村に対応した件数を合わせると369件であり、前年度の児童相談所だけの件数よりも倍増しているのがわかる。これは、市民に身近な市町村が窓口になったことで、通告がしやすくなった分、通告が増加し、児童虐待の対応件数が増えたともいえるのではないか。

表から分かるとおり、鹿児島県の0～18歳人口1万人あたりの対応件数は、法改正前の5.79件から倍増し、法改正後は、毎年10件前後である。2010年度の全国の市町村に対応した児童虐待相談件数は、67,232件である。これを児童相談所に対応した件数と合わせて、0～18歳人口1万人あたりで計算すると、57件となり、2009年度は45件となる。つまり、鹿児島県は市町村に対応した児童虐待件数を合わせても、全国と比べると少ない件数になるということである。では、なぜ鹿児島では児童虐待対応件数が少ないのだろうか。

鹿児島県在住の筆者らから考えると、一つは県内に祖父母が居住している者が多く、援助を受けやすい環境にあるのではないかと思う。例年、児童相談所の児童虐待対応件数が多い東京都や大阪府は、県外からの居住者が多い。自分の親または義理の両親が他県に住んでおり、親からの援助を受けられない環境の中、子育てをしている人が多いのではないかと思われる。そ

れに比べて、もちろん鹿児島県から県外へ出る人もいますが、県外に出ない人は身近に手を差し伸べてくれる人がいる中で子育てを行うことができる環境にあると考えられる。

2008年に国立社会保障・人口問題研究所が行った「第4回全国家庭動向調査」の中で、日常的に発生する様々な支援の必要性に応じて妻がどこに支援を求めるか調査したところ、「出産や育児で困った時の相談」の最重要サポート資源として「両親」をあげている。「平日の昼間、第一子が1歳になるまでの世話」では、妻が最重要サポート資源ではあるが、最重要に「両親」をあげたケースは1割で、優先順位2位～4位については「両親」をあげている。

つまり、出産や育児の相談相手としての心理的サポートおよび子どもの世話を代行する実際の支援のどちらも両親に頼っている。これらのことから、子育て家庭において、両親が重要な役割を担っていると考えられる。子育ては一人ではできない。両親・友人・親戚・公的機関など様々な支援を受けて子育てする環境が、地方の方が整いやすいのかもしれない。

一方、上記調査の中で、サポート資源として「公共の機関」を最重要としているのは1割に満たない。「出産や育児で困った時の相談」の優先順位3位と4位以外は1割に満たないのである。個人的には、もう少し公共の機関を頼り利用している人がいると思っていた。近年、子育て支援事業に国や地方自治体などが力を入れているので、今後はサポート資源としてとりあげる人が多くなるのではないかと期待したい。

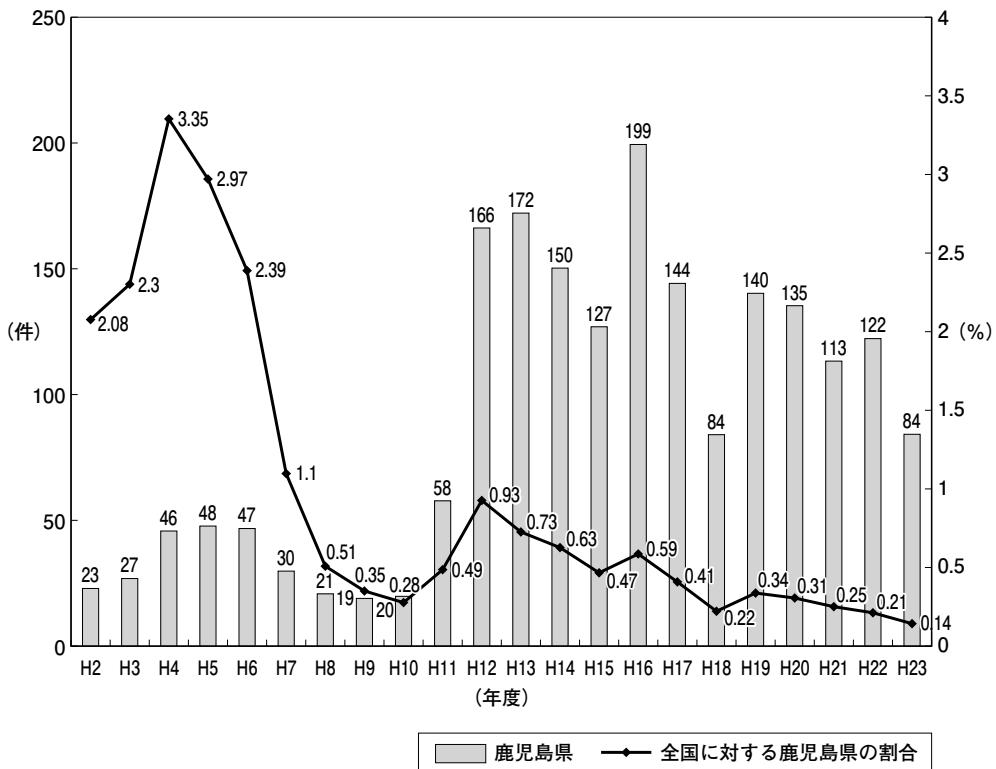


図1 鹿児島県の児童相談所における虐待内容相談件数の推移

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

表3 鹿児島県における児童虐待認定件数等の推移

(単位：件)

| 年度 | 児童相談所 | | | | | | 市町村 | | 合計 | | 0～18歳人口11万人 当たりの認定件数 | |
|--------------------|-------|---------------|-------|-------|------|------|-----|------|------|------|-------------------------|------|
| | 通告件数 | 認定件数 (虐待のタイプ) | | | | 性的虐待 | 合計 | 通告件数 | 認定件数 | 通告件数 | | 認定件数 |
| | | 身体的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 | 性的虐待 | | | | | | | |
| 1999年度 (平成11年度) | ※ | 33 | 13 | 9 | 3 | 58 | | | 58 | | | |
| 2000年度 | 212 | 68 | 85 | 7 | 6 | 166 | | | 212 | | 166 | |
| 2001年度 | 256 | 80 | 67 | 8 | 17 | 172 | | | 256 | | 172 | |
| 2002年度 | 215 | 73 | 55 | 12 | 10 | 150 | | | 215 | | 150 | |
| 2003年度 | 230 | 76 | 33 | 13 | 5 | 127 | | | 230 | | 127 | |
| 2004年度 | 291 | 64 | 98 | 35 | 2 | 199 | | | 291 | | 199 | |
| 2005年度 | 246 | 54 | 72 | 7 | 11 | 144 | | 413 | 225 | 659 | 369 | |
| 2006年度 | 178 | 37 | 24 | 14 | 9 | 84 | | 283 | 180 | 461 | 264 | |
| 2007年度 | 224 | 54 | 54 | 26 | 6 | 140 | | 354 | 267 | 578 | 407 | |
| 2008年度 | 275 | 76 | 35 | 14 | 10 | 135 | | ※ | 257 | ※ | 392 | |
| 2009年度 | 261 | 53 | 40 | 13 | 7 | 113 | | 356 | 230 | 617 | 343 | |
| 2010年度 | 289 | 61 | 42 | 10 | 9 | 122 | | 380 | 198 | 669 | 320 | |
| 2011年度 (平成23年度) | 213 | 44 | 23 | ※ | ※ | 84 | | 386 | 216 | 599 | 300 | |

※の空欄は、数値を把握できなかった。

次に表4から鹿児島県の主な虐待者の推移について簡単に考察する。鹿児島県も全国の統計同様に実母が一番多いことには変わりはないが、少々割合において異なる。1999年度と2000年度において実母が6割を占めているが、それ以外の年度では4～5割で、特に2006年度は4割弱である。全国の統計では、6割以上が実の母親である。全国と比べると鹿児島は母親の割合が1～2割弱ほど少ない。その分実父、実父母親以外の「その他」の養育者が目立つ。

この「その他」の養育者とは、祖父母・叔父叔母などを含むが、決して無視できない数である。

表4 鹿児島県における主な虐待者の推移（児童相談所認定分）

（単位：件）

| 年度 | 実母 | 実父 | それ以外の父 | それ以外の母 | その他 | 合計 |
|--------------------|-----|----|--------|--------|-----|-----|
| 1999年度 (平成11年度) | 36 | 14 | 2 | 2 | 4 | 58 |
| 2000年度 | 88 | 50 | 13 | 4 | 11 | 166 |
| 2001年度 | 88 | 42 | 20 | 1 | 21 | 172 |
| 2002年度 | 90 | 40 | 14 | 0 | 6 | 150 |
| 2003年度 | 62 | 32 | 11 | 8 | 14 | 127 |
| 2004年度 | 111 | 60 | 12 | 4 | 12 | 199 |
| 2005年度 | 83 | 34 | 9 | 1 | 17 | 144 |
| 2006年度 | 33 | 22 | 10 | 2 | 17 | 84 |
| 2007年度 | 82 | 36 | 6 | 6 | 10 | 140 |
| 2008年度 | 66 | 36 | 12 | 0 | 21 | 135 |
| 2009年度 | 61 | 23 | 17 | 2 | 10 | 113 |
| 2010年度 (平成22年度) | 54 | 43 | 12 | 0 | 13 | 122 |

さて次に、鹿児島県の児童相談所が毎年発表しているデータを参考に、主たる虐待者の「心身の状況」を表5に、表6に虐待者の「生育歴」を、「虐待につながると思われる家庭内の要因」を表7にまとめた。

表5から表7の表（ ）内の％は、複数回答の件数でなく、主虐待者の人数で「心身の状況」「生育歴」「家庭内の要因」の項目ごとの割合を示しているため、総計が100％にはならないことをことわっておきたい。

これらのデータを中心に内容を分析・考察していくが、残念ながら新しい統計がなかなか収集できず、2004年度から2007年度までの4年間の動向を分析した。

「子ども虐待」の主な虐待者側の背景（心身の状況）として、一般的に次の点があげられる。

1. 母親を孤独に追い込む社会状況つまり核家族化の問題や地域共同体の機能不全
2. 育児困難が深刻な虐待に変化していく過程
3. 子どもを虐待する親のタイプとして、
 - ・乳児期に安定した依存関係を経験していない
 - ・自己評価が低く、被害的で傷つきやすい
 - ・衝動性と攻撃性が高く、それをコントロールできない
 - ・子どもに不適切な期待を抱きやすい
 - ・人格の障害
 - ・父親（夫）によるDV（ドメスティック・バイオレンス）がある
 - ・親が精神的疾患（統合失調症・気分障害など）やアルコール依存症・薬物依存症に罹患しているなど…があげられる。

さて、鹿児島の実態はどうであろうか。まず、主虐待者の「心身の状況」の2004年度（平成16年度）は、虐待者199人に複数回答で求めた結果240件の回答で、その内訳は普通が63件である。この他社会性の未熟61件、性格の偏り37件、精神疾患20件、知的障害9件、人格障害7件と何らかの社会不適応とするものが多く、延べ134件と過半数を占めている。不明が35件である。

2005年度は、同じように複数回答で求めた結果175件の回答があり、その内訳は普通が44件である。この他社会性の未熟53件、性格の偏り23件、精神疾患18件、障害や疾病7件、アルコール依存症6件となっており、人格障害などを含め、何らかの社会適応を困難とする背景を有するものが延べ117件と多く、約8割を占めており前年度よりも増加している。不明は14件である。

2006年度は、虐待者は88人と減少した年度であるが、聴き取りでの複数回答は合計96件で、内訳は普通が29件である。社会性の未熟17件、性格の偏り8件、精神疾患5件、人格障害5件、アルコール依存症が3件となっており、障害や疾病などを含め、何らかの社会適応を困難とする背景を有するものが延べ43件と半数近くを占めている。不明が24件であった。

最後に、2007年度をみても、合計で164件の回答中、普通が33件で最も多く、性格の偏り・精神疾患がいずれも同じで21件ずつ、社会性の未熟が16件という順である。精神障害を要因とする精神疾患・アルコール依存症・人格障害が合計43件の30%と前年度13件の16%を上回り、虐待者への指導・支援が困難になりつつあることがうかがえる。

これらのことから、主虐待者の過半数以上は心身に何らかの問題を生じているということがわかる。一方で、30%前後の割合で、何も問題も持っていない普通の人が主虐待者になっていることも見逃せない。

心身に問題を有し社会適応を困難としている人が、育児をする前から問題を生じていたのか、育児をする上で問題を生じたのか不明ではあるが、保護者の心身の状態が虐待に深く関与しており、不健康な状態が児童虐待のリスクの要因となっていることがわかる。

第二に、虐待者の「生育歴」にはどんな特徴があるのかを考察したい。

2004年度（平成16年度）は、虐待者199人の生育歴については、複数回答で求めた結果258件

の回答で、その内訳は80件が両親のもとで育っている。一人親家庭で育った人は29件である。また、過去に親から虐待を受けた経験のある人は17件、厳しいしつけを受けたと思っている人15件、両親不和の環境で育った人は14件である。虐待の世代間連鎖も考えられる。なお、71件の生育歴が不明となっていることには、児童相談所は、「担当者が虐待者との信頼関係を築くことが困難であった」ことを一因としてあげている。被虐待児のみならず虐待者との人間関係を築くことの困難さと大切さを考えていく必要がある。

2005年度は、191件の複数回答を得ている。その内訳は両親のもとで育っている人は63件、一人親家庭で育った人は28件である。また、過去に親から虐待を受けた経験のある人は10件、厳しいしつけを受けた人は12件、両親不和の環境で育ったという人は10件である。前年度よりも件数・割合ともに減少しているが、生育歴が不明の44件については、「虐待者が自らの生育歴などの情報を提供しない事例が多かった」と児童相談所は報告している。

前回同様、換言すれば、担当者と虐待者の信頼関係の問題でもあるのではないだろうか。虐待者たちが、支援者たちに心を開くことは少ないし難しいということを示している。

2006年度は、既述したように虐待者も88人と減少した年度であるが、聴き取りでの複数回答は合計99件で、内訳は両親のもとで育っている人は17件、一人親家庭で育った人は9件である。また、過去に親から虐待を受けた経験のある人は3件、厳しいしつけを受けた人は9件、両親不和の環境で育った人は4件である。前年度よりも件数・割合ともに減少しているが、45件の生育歴不明者については、前回と同じく、児童相談所は虐待者が自らの生育歴などの情報を提供しない事例が多かったと報告している。半数近くの45%の人が自分の生育歴を語っていないのは意味深いものがある。支援担当者の資質の問題なのかあるいは、虐待者がなかなか他人を信頼できないことに起因しているのか不明確であるが、信頼関係を築くことは大切である。

ただ、支援担当者の資質だけを問うのは一方的であると思う。この点も諸外国と比較して、わが国は支援スタッフの不足も課題であると考えている。

最後に、2007年度をみていく。合計で172件の複数回答中、その内訳は54件が両親のもとで育ち、一人親家庭で育った人は30件で、継親子関係が12件である。これまでより継親子関係が増加したことが目立つ。また、過去に親から虐待を受けた経験のある人は4件、厳しいしつけを受けたと思っている人11件、両親不和の環境で育った人は2件である。なお、41件の生育歴が不明となっている。

以上のことから、主な虐待者の簡単な生育歴として、両親のもとで育った・普通な家庭状況で育った人を合わせると約半数の人は、さほど問題になる家庭ではない（2006年度が例外ではある）。

しかし、現在、わが国の離婚率の増加、離婚後に再婚・再々婚を通しての複雑な家族構成（blended family）が増えている傾向にあることを思うと、今後、一人親家庭・継親関係で育つ虐待者は、ますます増えていくと予測される。そして、世代間連鎖の問題、支援担当者と虐待者の人間関係を築いていくことは、「子ども虐待」の家族を再構築していくうえでも、重大な課題であると思う。

第三に、「虐待につながったと思われる家庭内の状態」を表7から簡単にみてみよう。

2004年度（平成16年度）は、488件の複数回答を得ており、その内訳は経済困難が104件（52%）

と最も多く、虐待が行われた家庭の半数が経済困難の状況にあった。その他、親戚や家庭からの孤立64件、一人親家庭が64件、夫婦不和が47件、就労の不安定42件、劣悪な住環境34件、家庭内の葛藤31件と続いている。また、DV家族(配偶者からの暴力)が18件である。ステップファミリーが24件であるが、このステップファミリーとは、親の子連れ再婚により、血縁のない義理の関係の人たちで構成された家族のことである。

2005年度は、384件の複数回答を得ており、その内訳は経済困難が78件(54%)と最も多い。前年度と同じく、虐待が行われた家庭の半数以上が経済困難の状況にあった。その他、親戚や家庭からの孤立40件、一人親家庭が58件、夫婦不和が29件、就労の不安定40件、劣悪な住環境26件、家庭内の葛藤31件である。

また、DV家族(配偶者からの暴力)が15件である。前年度より割合が増えているのが、一人親家庭8%、就労の不安定7%、家庭内の葛藤7%である。

次に2006年度は、聴き取りでの複数回答は合計176件で、その内訳は経済困難が34件(40%)と最も多く、虐待が行われた家庭の4割が経済困難の状況にあった。その他、親戚や家庭からの孤立14件、一人親家庭21件、夫婦不和が16件、就労の不安定21件、劣悪な住環境26件、家庭内の葛藤が12件となっている。

過去2年間より目立っているのが、育児疲れが19件で23%と高い。また、2004年度同様、ステップファミリーも12%と高く、前年度の4%と比べて8%も増加しているのが特徴である。DV家族(配偶者からの暴力)が5件である。

最後に、2007年度をみてもみる。306件の複数回答があり、これまでと異なり一人親家庭が63件で最も多い。経済的困窮は57件で第2位に逆転している。親戚や家庭からの孤立33件、就労の不安定32件、家庭内の葛藤19件、劣悪な住環境17件、夫婦不和が13件と続いている。また、DV家族が15件である。

以上鹿児島の実態をまとめると、4年間の「主な虐待者が虐待につながったと思われる家庭内の状況」は、最も多いのは、経済的困難で約半数、少ない年でも40%であり、次に一人親家庭で育った者、続いて親戚や家庭からの孤立や夫婦不和が多い。就労の不安定は、20%以上で4年間続いている。これは結果として経済的困難とつながっていくものであるから、虐待が行われた家庭の約7割が、経済困難の状況におかれていることになる。

ここに要因としてあげられたものは、要因そのものがストレスになるものである。このストレスから精神的に余裕がなくなることは大いに想像できる。また精神的に余裕がなくなり、精神疾患を患う場合もあるだろう。

虐待の要因の一つとして貧困があげられるが、この「虐待につながるとと思われる家庭内の要因」をみていると、貧困とは経済的な貧困だけではなく、心の貧困、家族間のコミュニケーションの貧困など、広い意味での貧困なのではないかと思われる。

表5 鹿児島県における主虐待者の心身の状況（児童相談所認定分）

（単位：名，複数回答）

| 心身の状況 | 2004年度 (平成16年度) | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 (平成19年度) |
|----------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 普通 | 63 (32%) | 44 (31%) | 29 (35%) | 33 (23%) |
| 社会性未熟 | 61 (31%) | 53 (37%) | 17 (20%) | 16 (11%) |
| 性格の偏り | 37 (19%) | 23 (16%) | 8 (10%) | 21 (15%) |
| 不明 | 35 (18%) | 14 (10%) | 24 (28%) | 29 (21%) |
| 精神疾患 | 20 (10%) | 18 (13%) | 5 (6%) | 21 (15%) |
| 知的障害 | 9 (5%) | 4 (3%) | 2 (2%) | 6 (4%) |
| 人格障害 | 7 (4%) | 5 (3%) | 5 (6%) | 7 (5%) |
| アルコール依存症 | 3 (2%) | 6 (4%) | 3 (4%) | 15 (10%) |
| 障害や疾病 | 3 (2%) | 7 (5%) | 3 (4%) | 12 (9%) |
| 薬物依存症 | 1 (1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 神経症 | 1 (1%) | 1 (1%) | 0 (0%) | 4 (2%) |
| 計 | 240 | 175 | 96 | 164 |

※（ ）内の％は、主虐待者の人数で「心身の状況」の項目ごとの割合を示している。

資料：「鹿児島県における子ども虐待の実情」

表6 主虐待者の生育歴 (鹿児島児童相談所)

(単位：件、複数回答)

| 生育歴 | 2004年度 (平成16年度) | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 (平成19年度) |
|-------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 両親有り | 80 (40%) | 63 (44%) | 17 (20%) | 54 (39%) |
| 不明 | 71 (36%) | 44 (31%) | 45 (54%) | 41 (29%) |
| 1人親家庭 | 29 (15%) | 28 (19%) | 9 (11%) | 30 (21%) |
| 普通の家状況 | 17 (9%) | 10 (7%) | 5 (6%) | 14 (10%) |
| 過去に親からの虐待有り | 17 (9%) | 10 (7%) | 3 (4%) | 4 (3%) |
| 厳しいしつけ | 15 (8%) | 12 (8%) | 9 (11%) | 11 (8%) |
| 両親不和の環境 | 14 (7%) | 10 (7%) | 4 (5%) | 2 (1%) |
| 施設経験 | 7 (4%) | 3 (2%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 継親関係 | 4 (2%) | 7 (5%) | 2 (2%) | 12 (9%) |
| その他 | 4 (2%) | 4 (3%) | 5 (6%) | 4 (3%) |
| 計 | 258 | 191 | 99 | 172 |

※ () 内の%は、主虐待者の人数で「生育歴」の項目ごとの割合を示している。

資料：「鹿児島における子ども虐待の実情」

表7 虐待につながると思われる家庭内の要因（鹿児島児童相談所）

（単位：件、複数回答）

| 家庭内の要因 | 2004年度 (平成16年度) | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 (平成19年度) |
|-------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 経済的困難 | 104 (52%) | 78 (54%) | 34 (40%) | 57 (41%) |
| 親戚や家庭からの孤立 | 64 (32%) | 40 (28%) | 14 (17%) | 33 (24%) |
| 一人親家庭 | 64 (32%) | 58 (40%) | 21 (25%) | 63 (45%) |
| 夫婦不和 | 47 (24%) | 29 (20%) | 16 (19%) | 13 (9%) |
| 就労の不安定 | 42 (21%) | 40 (28%) | 21 (25%) | 32 (23%) |
| 劣悪な住環境 | 34 (17%) | 26 (18%) | 5 (6%) | 17 (12%) |
| 家庭内の葛藤 | 31 (15%) | 31 (22%) | 12 (14%) | 19 (14%) |
| ステップファミリー | 24 (12%) | 6 (4%) | 10 (12%) | 9 (6%) |
| 育児への嫌悪感や拒否感 | 21 (11%) | 22 (15%) | 5 (6%) | 16 (11%) |
| 育児疲れ | 20 (10%) | 20 (14%) | 19 (23%) | 11 (7%) |
| D V | 18 (9%) | 15 (10%) | 5 (6%) | 15 (10%) |
| その他 | 8 (4%) | 15 (10%) | 9 (11%) | 13 (9%) |
| 特になし | 7 (3%) | 4 (3%) | 5 (6%) | 8 (5%) |
| 計 | 484 | 384 | 176 | 306 |

※（ ）内の％は、主虐待者の人数で「家庭内の要因」の項目ごとの割合を示している。

資料：「鹿児島における子ども虐待の実情」

Ⅳ. おわりに

わが国でも平成に入って「児童虐待」のニュースが多くなり、学会・研修会に参加するたびに、民間レベルでは「子ども虐待」を憂慮し、行政面からの支援や子どもたちの命を守る法律の整備などを望む声が高まりつつあった。そういう中で、筆者らも何かできることから始めたいという思いにかられた。まず、筆者らも「子ども虐待」についての知見を深めようと考えた。

虐待とは何か・虐待の背景にあるもの（原因）・対応などの知識を得て、教育を受けていれば予防・減少できるという望みを持って、幸い短期大学で女子教育に携わっている私たちは、将来母親になっていく学生たちに、「子ども虐待」の現状把握・理解と防止啓発を図ることを目的に、2007年（平成19年）から約5年間の予定で「子ども虐待」と真剣に取り組むことにした。途中筆者一人が一年間休職し、正味4年間「子ども虐待」について、文献資料・統計データ・施設訪問などを通して、日本に留まらず欧米諸国との比較研究も行った。

統計データから日本と諸外国との比較検討を行おうとすると、各国政府や公的機関あるいは業界が公表した数値は、統計の定義・分類・集計範囲が異なっているし、公表年度は同じでも、調査年月日が違うため、データの整合性がとれないという暗礁にぶつかり、国立国会図書館にも出向いたが資料入手に手間取った。表面的な数値のみで直接比較することの困難さを目の当たりにして何度も中断しようと思ったこともあった。

また、作業を進めていく中で、「子どもの虹情報センター」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）のデータ情報や財団法人資生堂福祉事業財団が行った「第33回資生堂児童福祉海外研修報告書」にも出会い、筆者らが行おうとしていることは、既に報告されているとの思いであった。しかし、他人の単なる受け売りだけでなく、私たちなりに検証し、オリジナルの研究をして、どうやってそれらを教育の現場に還元できるかを試みてきた。

今回の地元、鹿児島における「子ども虐待」の実情を把握して、虐待者の5～7割の人が「経済的困難」「就労の不安定」の中にあることが明らかである。もちろん、ただちに「貧困」が虐待を生み出すなどという短絡的な結論をいうつもりは毛頭ない。

かつてわが国の貧しい時代に、家計を助けるために子どもたちが人身売買の対象になり、なかでも女の子たちが遊郭で働いていた歴史を顧みると、現在ならば立派な「子ども虐待」にあたる。しかしながら、当時の「貧しさ」と今の「経済的困難（困窮）」は、背景も質においても全く異なっていると考えている。このことは、「子ども虐待」に限らず、子どもたちの種々の問題に共通することかもしれない。日本が高度成長を遂げてきた豊かさの中で「食行動の異常」「不登校」「家庭内暴力」かつての「校内暴力」今また話題の渦中にある「いじめ問題」、子どもたちを取り囲む「メディア世界から生じる新たな犯罪」…など、あげ始めたらきりが無い。

これらの問題は、根っこの部分では全て同じではないかと常々考えている。その中でも「子ども虐待」の問題は深刻である。被虐待児の大半が、実の親たちから人生の早期に凄まじい虐待を経験していることを考えると、子どもたちの心と体にどのような傷あとを残し、それに対して、私たち大人は、どのように対処していけばいいのか大きな課題が投げかけられており、これこそが大切な役割であることは百も承知である。それなのに今回の継続研究では、あえてこの点には言及しないまま一旦終了することにした。これには、次のような理由がある。多く

の国内外の事例研究の文献を読み、学会・研究会で事例研究に触れてみて、余りにも多い「子ども虐待」の壮絶さに、果たしてこの子どもたちに人間への信頼・愛を伝えることはできるのかという己の器の小ささ、また、それを語るには、もっと臨床体験をつむべきではないかという思い、時間不足など考えて一応終了することを決めた。

このようなことを思いつつ、若い頃体験したアメリカNorth Carolina州Charlotteの郊外にある“Thompson Children's Home”で虐待を受けた子どもたちと、初めて出会った時のことを考えずにはおれない。わずか半年の体験であったが、英語も全く話せないに等しかったし、「子ども虐待」の知識も少なかった筆者は、当時遭遇した子どもたちの表情の明るさ・会話の流暢さをみていると、どういうトラウマをかかえているかを十分に把握・理解することができなかった。

ただし、こんなに可愛いく・あどけない子どもたちが（半数の子どもが小学校の低学年）キレやすく、感情のコントロールができないですぐに手をだして喧嘩になるのはなぜだろうか。また、大人に対してこびたり、目立つ行動をするのはどうしてだろうか。キャンパス・スクールでの学習中、10分いや5分として集中できないで多動・衝動的な行動をするなど、とても疑問に思ったことが思い出される。特に毎週、「正しい性教育」と称して力を注いでいたことも、今ならばよく理解できる。施設に入所している女兒は全員、実父または母親のボーイフレンドから性的な虐待を受けた経験を持っていた。虐待により健全な愛着の発達が阻害されていることなど考えられず、突如、髪を引っぱられたり・顔を殴られる・蹴られたりしてひそかに涙した日を、今は感慨深く思い出している。

この4年間「子ども虐待」について考え続けたことから、私たち大人は、今こそ人と心への揺るぎない信頼を、被虐待児にはもちろん虐待者たちにも、温かく地道な眼差しを持って寄り添わなくてはいけないのではないかと思っている。心に深く傷つきを抱える子どもたちに対して、信頼関係を構築していくことは並大抵ではない。この関係作りは今、特殊な場面だけでなく親子・家族・友人・学校・職場・地域社会など全てのところで問われているし、困難を感じているのではないか。しかし、難しくてもこの関係作りを丁寧にすることが第一歩になると思うし、関連機関などとの連携を蜜にすることも重要だといえる。

また、「虐待の世代間連鎖」を絶つために、主たる虐待者である母親たちへの「子育て支援」や「家族再統合」へのあり方も、対応の進んでいる諸外国に学ぶことも大切だと個人的には考えている。

今後も「子ども虐待」は、残念ながら増加していくのではないかと予測される。なぜ「子ども虐待」という悲しいことが生まれるのか。この間に答えるのは簡単でなく、幾つかの要因が絡んでいるが、何も特殊な家庭のみで発生するものではない。「子ども虐待」は他人事ではないのである。ごく普通の家庭で「子ども虐待」が起り、普通の人が虐待者になっていることを考えると、何がきっかけで発生するか分からない、自分にも自分の周りでも起りえる可能性があるということである。しかし、「子ども虐待」は、どこかのとんでもない特殊な親のみが引き起こすもの」と考えている人が多いのかも知れない。結構身近なところで起っているにもかかわらずである。

だからこそ、再度掲載すると、野田正彰氏が「今後、子ども虐待は加速化するだろう。問題

の根幹は教育にあり、豊かな人間関係を基本に据えるように教育の思想的なバックボーンを変える必要がある」と指摘した言葉に立ち戻り、筆者らは今後もおよばずながら、「子ども虐待」の予防として教育の啓発をしていきたいと考えている。将来、女子学生が母親としての立場に立った時、または周囲に子育てをしている家庭がある状況を考えた場合、これからの「子ども虐待」を防ぐには、一番は筆者らの目標とする「現状理解と防止啓発」であると思っている。身近な問題であるという認識を持たせ、「子ども虐待」に関する知識を少しでも深めて、実際に子育てを行う状況になった時に、短大で得た知識を少しでも思い出して役立ててもらいたい。

幸い、筆者二人とも数年前に「幼稚園教諭・保育士」を育てる専攻に異動となった。将来直接、乳幼児期の子ども保育に携わる学生たちを養成する機会に恵まれている。既述の目的を少しでも実現できることは喜びである。社会のメディアも「子ども虐待」のニュースなど、かなり伝えている割には、無関心な若者が多いことも実感している。地道な教育の啓蒙は大切だと思うので、今回の研究報告をとおして学んだことを生かし努力していきたいと願っている。

これまでの研究報告にあたり、養護施設・横浜の「子どもの虹情報研修センター」のスタッフなどたくさんの方々にお世話になり感謝している。

引用および参考文献

- 1) 西澤 哲 : 『子どもの虐待－子どもと家族への治療的アプローチ』 1994 誠心書房
- 2) 同 上 : 『子どものトラウマ』 1997 講談社
- 3) 同 上 : 『子ども虐待』 2010 講談社
- 4) 上野加代子 : 『児童虐待の社会学』 1996 世界思想社
- 5) 斉藤 学 : 『児童虐待－危機介入編』 1995 金剛出版
- 6) 斉藤 学他 : 『子どもの虐待』 1999 安田生命社会事業団
- 7) 椎名篤子編 : 『凍りついた瞳が見つめるもの』 1997 集英社
- 8) 同 上 : 『親になるほど難しいことはない』 2000 集英社
- 9) 奥山真紀子ら編 : 『子ども虐待防止マニュアル』 2001 ひとなる書房
- 10) 小木曾 宏 : 『Q & A 子ども虐待の問題を知るための基礎知識』 2003 赤石書店
- 11) 熊谷文枝 : 『アメリカの家庭内暴力と虐待』 2005 ミネルヴァ書房
- 12) 京極高宣ら編 : 『新版社会福祉双書第4巻児童福祉論』 2005 全国社会福祉協会
- 13) 熊谷文枝 : 『アメリカの家庭内暴力』 2005 ミネルヴァ書房
- 14) 杉山 春 : 『ネグレクト－真奈ちゃんはなぜ死んだか－』 2005 小学館
- 15) 田邊泰美 : 『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』 2006 明石書店
- 16) 杉山登志郎 : 『子ども虐待という第四の発達障害』 2007 学習研究社
- 17) 松田博雄 : 『子ども虐待』 2008 学文社
- 18) 浅井春夫他 : 『子どもの貧困』 2008 明石書房
- 19) 河野朗久 : 『傷痕の真実』 2008 新興医学出版社
- 20) 深谷昌志 : 『育児不安の国際比較』 2008 学文社
- 21) 川崎二三彦 : 『児童虐待－現場からの提言－』 2006 岩波書店

- 22) 丸田桂子 : 『虐待される子どもたち』 2009 幻冬舎
- 23) 朝日新聞大阪本社編集局 : 『ルポ児童虐待』 2008 朝日新聞出版
- 24) 石川結貴 : 『子どもの無縁社会』 2011 中央公論新社
- 25) 石川結貴 : 『誰か助けて』 2011 リーダーズノート新書
- 26) 南部さおり : 『児童虐待』 2011 教育出版
- 27) 榎 泰俊 : 『働きながら社会を変える』 2011 英次出版
- 28) 山本健治 : 『親子崩壊』 2012 三五館
- 29) 池田琢哉他 : 『子ども虐待の早期発見対応マニュアル』
2004 鹿児島県医師会精神保健委員会他
- 30) 鹿児島県社会福祉審議会 : 『児童虐待事例の検証報告書』
2009 鹿児島県社会福祉審議会
- 31) 鹿児島県児童総合相談センター他編
: 『鹿児島県における子ども虐待の実情H16～H19年度』
2005～2008 鹿児島県児童総合相談センター他
- 32) 鹿児島県中央児童相談所他編 : 『業務概要 H22～H23年度』
2010～2011 鹿児島県中央児童相談所他
- 33) 警察庁 : 『少年非行等の概要H23年1月～12月』 2012 警察庁生活安全局少年課
- 34) 内閣府編集 : 『子ども・若者白書H22～H24年度』 国立印刷局
- 35) 内閣府編集 : 『青少年白書H14～H21年度』 国立印刷局
- 36) 日本家庭子ども家庭総合研究所編 : 『日本子ども資料年鑑2002～2012』
2002～2012 KTC中央出版
- 37) 総務省 : 『総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査」』 H21～H22年度
- 38) 第4回全国家庭動向調査 http://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/nsfj4/nsfj4_top.asp
- 39) 鹿児島県 <http://www.pref.kagoshima.jp/tokei/bunya/jinko/suikai/index.html>
http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/pdf/kagoshima_sukoyaka.pdf
http://www.pref.kagoshima.jp/aa03/kensei/shityoson/kenkyuukai/documents/001siryou01_3.pdf
- 40) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos.html> 他
- 41) 朝日・毎日・読売・共同通信などの新聞ニュース

